

裁量労働制等に関するアンケート調査について

1. 趣旨

○ 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等については、「日本再興戦略」等を踏まえ、現行の要件・手続について検討する上で、以下の事項について当事者の具体的ニーズ（見直すべき内容、必要性、背景等）を把握することが重要。

①企画業務型裁量労働制

- ・対象業務（労使委員会決議により自主的に決定）
- ・対象労働者（対象業務に常態として従事しなくても可）
- ・労使委員会決議の本社一括届出

②フレックスタイム制

- ・週休2日制における労働時間計算方法の見直し
- ・清算期間の延長

○ このようなニーズ把握は、労働基準監督署による調査にはなじまず、別途、使用者・労働者双方へのアンケート調査により実態を把握することが適当であるため、労働政策研究・研修機構に依頼の上で実施。次回第107回に集計がまとまった事項についてご報告したい。

2. 主な調査内容

<制度に対する要望・意見>

- ・対象業務、対象労働者要件（企画立案業務要件をなくすべき／労使に委ねるべき／年収要件とすべき／対象業務を増やすべき／対象業務に主として従事していれば可とすべき）【事・労】
- ・負担を感じる手続（労使委の設置／議決／議事録等／協定・決議の届出／定期報告）【事】
- ・制度導入の効果（モチベーション向上／人材活用／労働時間短縮／人件費抑制等）【事・労】
- ・法的効果（週・月のみなし時間／適用除外（深夜／休日／年休／全て））【事・労】
- ・フレックスタイム制の不便な点（週休2日制／清算期間／就業規則の変更・届出等）【事】

<労働時間、職務遂行の自律性等の実態>

- ・出退勤や業務遂行への管理（出退勤の自由度、遅刻への対応、指示方法等）【事・労】
- ・勤務状況の把握方法（タイムカード／PCのログ／自己申告／管理監督者の視認等）【事】
- ・裁量労働者だけに支払われる特別な手当（有無、金額、金額決定の基準）【事】
- ・健康・福祉確保措置の内容（特別休暇の付与／健康診断／相談窓口／配置転換等）【事】
- ・過半数代表や労使委員会委員の選出・指名方法【事】